

# 目次

## I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	1
3	中間答申	1
4	取下げ	2
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の調査審議回数	3
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	3
8	指名委員の活動実績	3
9	特徴のある事件	3
10	インカメラ	5
11	ヴォーンインデックス	5
12	地方での口頭意見陳述聴取の実施	5

## II 情報公開

1	諮問・答申件数	6
2	答申結果の分類	6
3	平均処理期間・審議回数	6
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	7
5	特徴のある事件	8
6	インカメラ	9
7	ヴォーンインデックス	9

## III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	10
2	答申結果の分類	11
3	平均処理期間・審議回数	11
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	12
5	特徴のある事件	12
6	インカメラ	13
7	ヴォーンインデックス	13

IV	付言の実績	14
----	-------	----

# 平成19年度の調査審議等の状況

(平成19年4月～平成20年3月)

## I 全体

### 1 諮問・答申件数

平成19年度の諮問件数は1,010件、答申件数は870件、未済件数は608件となっている。

なお、平成13年度から平成19年度までの総諮問件数は5,271件、総答申件数は4,482件となっている。

#### ○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成19年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	799	694	24
独立行政法人等	211	176	12
累 計	1,010	870	36

[平成13年度～平成19年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	4,679	4,065	147	467
独立行政法人等	592	417	34	141
累 計	5,271	4,482	181	608

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

### 2 答申結果の分類

平成19年度に出された答申件数(870件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、114件(13.1%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	17 (2.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	97 (11.1%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	756 (86.9%)

### 3 中間答申

平成19年度においては、運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

#### 4 取下げ

平成19年度における諮問事件の取下げは、合計で36件である。このうち、情報公開関連は32件（行政機関23件，独立行政法人等9件），個人情報保護関連は4件（行政機関1件，独立行政法人等3件）である。

取下げの理由をみると，全部開示したものは4件，不服申立人の自主的な取下げは24件，その他（却下等）8件となっている。

#### 5 平均処理期間・審議回数

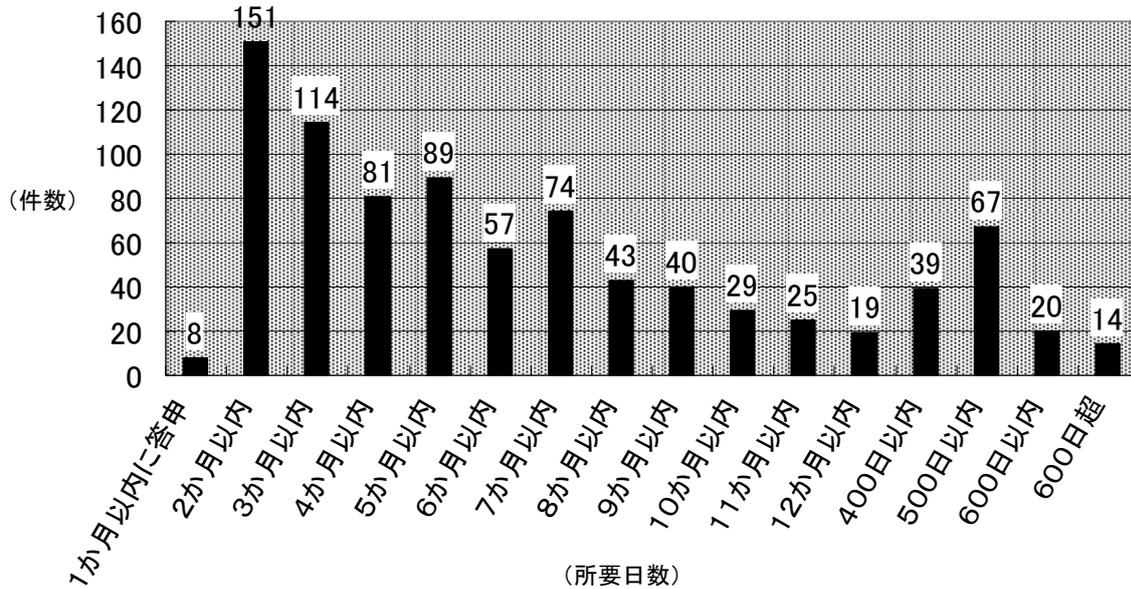
平成19年度の答申（870件）について，平均処理期間は194.9日，平均審議回数は2.2回であり，最短の事件では28日で処理が終了しており（平成19年度（行個）答申第28号，平成19年度（行個）答申第110号及び第111号），最長の事件では1,028日かかっている（平成19年度（行情）答申第410号）。

なお，答申までの所要日数の分布をみると，次のとおり，2か月で答申をしたものが最も多く，次いで3か月で答申したものとなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（％）
1か月以内に答申	8	0.9
2か月以内	151	17.4
3か月以内	114	13.1
4か月以内	81	9.3
5か月以内	89	10.2
6か月以内	57	6.6
7か月以内	74	8.5
8か月以内	43	4.9
9か月以内	40	4.6
10か月以内	29	3.3
11か月以内	25	2.9
12か月以内	19	2.2
400日以内	39	4.5
500日以内	67	7.7
600日以内	20	2.3
600日超	14	1.6

（注）1か月＝30日として集計

## 答申所要日数



## 6 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	31回
第2部会	34回
第3部会	32回
第4部会	34回
第5部会	32回

## 7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成19年度の答申（870件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは8件（不服申立人8件）であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは243件である。

（注）1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2 部会又は指名委員による聴取実績である。

## 8 指名委員の活動実績

平成19年度の答申（870件）についてみると、225件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

## 9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成19年度の

状況は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の13.0%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の3.5%と多い。

(諮問) (単位: 件, %)

	情報公開	個人情報保護	合計	全諮問件数に占める割合
不存在事件	114	17	131	13.0
存否応答拒否事件	29	6	35	3.5
文書等の特定を争う事件	24	3	27	2.7
適用除外事件	2	7	9	0.9
逆FOIA事件	10	0	10	1.0
行政文書等非該当事件	0	1	1	0.1

(答申) (単位: 件)

	情報公開	個人情報保護	合計	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	113	20	133	情報公開3件, 個人情報保護2件
存否応答拒否事件	28	5	33	情報公開1件
文書等の特定を争う事件	23	11	34	個人情報保護1件
適用除外事件	2	8	10	個人情報保護1件
逆FOIA事件	7	0	7	情報公開1件
行政文書等非該当事件	0	2	2	—

### 9-1 不存在事件

不存在事件については、平成19年度では131件（情報公開114、個人情報保護17）の諮問を受け、平成18年度以前の諮問も含め、133件（情報公開113、個人情報保護20）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は5件あり、情報公開関連が3件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

(注) 1 平成19年度（行情）答申第434号、平成19年度（行情）答申第509号及び平成19年度（独情）答申第11号

2 平成19年度（独個）答申第3号及び平成19年度（独個）答申第22号

### 9-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成19年度に35件（情報公開29、個人情報保護6）の諮問を受け、平成18年度以前の諮問も含め、33件（情報公開28、個人情報保護5）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で1件（平成19年度（独情）答申第85号）である。

### 9-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成19年度に27件（情報公開24、個人情報保護3）の諮問を受け、平成18年度以前の諮問を含め、34件（情報

公開23件、個人情報保護11件)について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、個人情報保護関連で1件(平成19年度(行個)答申第48号)である。

#### 9-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成19年度に9件(情報公開2,個人情報保護7)の諮問を受け、平成18年度以前の諮問を含め、10件(情報公開2,個人情報保護8)について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、個人情報保護関連で1件(平成19年度(行個)答申第144号)である。

#### 9-5 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成19年度に10件(すべて情報公開)の諮問を受け、平成18年度以前の諮問を含め、7件(すべて情報公開)について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で1件(平成19年度(行情)答申第192号)である。

#### 9-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成19年度に1件(個人情報保護)の諮問を受け、平成18年度以前の諮問を含め、2件(すべて個人情報保護)について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

#### 10 インカメラ

平成19年度の答申(870件)についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは457件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

#### 11 ヴォーンインデックス

平成19年度の答申(870件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

#### 12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成19年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を地方において行った実績はない。

## Ⅱ 情報公開

### 1 諮問・答申件数

平成19年度の諮問件数は784件、答申件数は661件、未済件数は518件となっている。

なお、平成13年度から平成19年度までの総諮問件数は4,892件、総答申件数は4,202件となっている。

#### ○情報公開関連

[平成19年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	628	547	23
独立行政法人等	156	114	9
累 計	784	661	32

[平成13年度～平成19年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	4,408	3,861	141	406
独立行政法人等	484	341	31	112
累 計	4,892	4,202	172	518

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

### 2 答申結果の分類

平成19年度に出された答申件数(661件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、84件(12.7%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	13 (2.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	71 (10.7%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	577 (87.3%)

### 3 平均処理期間・審議回数

平成19年度の答申(661件)について、平均処理期間は209.3日、平均審議回数は2.2回であり、最短の事件では29日で処理が終了しており(平成19年度(行情)答申第432号)、最長の事件では1,028日かかっている(平成19年度(行情)答申第410号)。

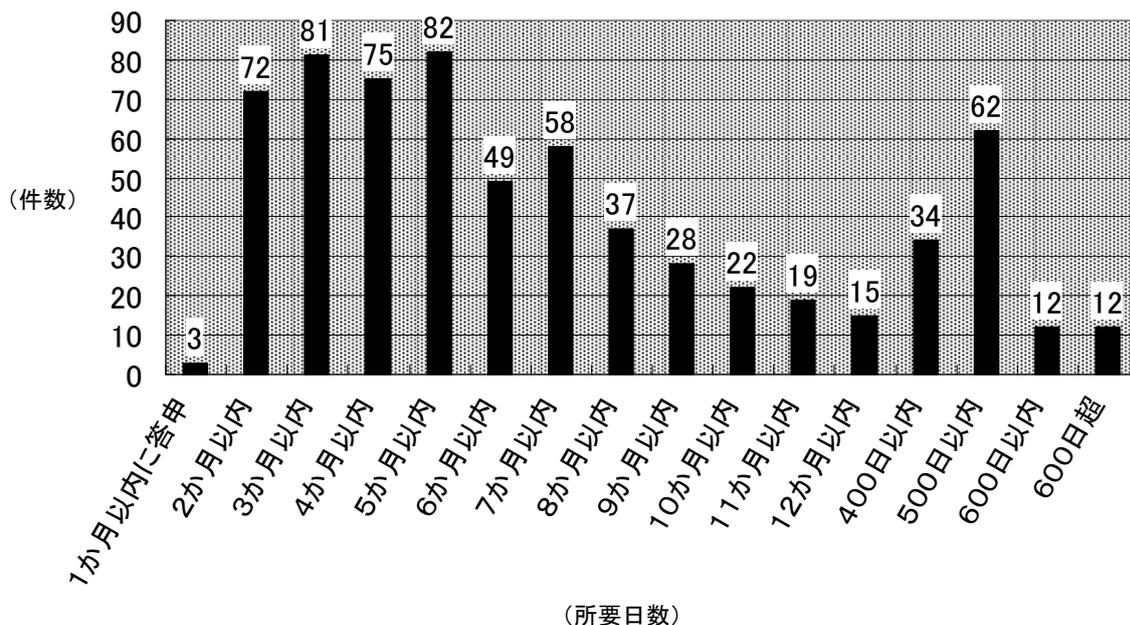
なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、5か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内に答申	3	0.5
2か月以内	72	10.9

3か月以内	81	12.3
4か月以内	75	11.3
5か月以内	82	12.4
6か月以内	49	7.4
7か月以内	58	8.8
8か月以内	37	5.6
9か月以内	28	4.2
10か月以内	22	3.3
11か月以内	19	2.9
12か月以内	15	2.3
400日以内	34	5.1
500日以内	62	9.4
600日以内	12	1.8
600日超	12	1.8

(注) 1か月＝30日として集計

答申所要日数



#### 4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成19年度の答申（661件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは4件（不服申立人4件）であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは203件である。

(注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2 部会又は指名委員による聴取実績である。

## 5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成19年度の状況は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の14.5%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の3.7%と多い。

(単位：件，%)

区 分	諮 問		答 申	
	件数	全諮問件数に占める割合	件数	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	114	14.5	113	3
存否応答拒否事件	29	3.7	28	1
文書の特定を争う事件	24	3.1	23	0
適用除外事件	2	0.3	2	0
逆FOIA事件	10	1.3	7	1
行政文書等非該当事件	0	0.0	0	0

### 5-1 不存在事件

不存在事件については、平成19年度では114件の諮問を受け、平成18年度以前の諮問も含め、113件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、3件（注）である。

（注）平成19年度（行情）答申第434号、平成19年度（行情）答申第509号及び平成19年度（独情）答申第11号

### 5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成19年度に29件の諮問を受け、平成18年度以前の諮問も含め、28件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件（平成19年度（独情）答申第85号）である。

### 5-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成19年度に24件の諮問を受け、平成18年度以前の諮問を含め、23件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

### 5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成19年度に2件の諮問を受け、2件について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

### 5-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成19年度に10件の諮問を受け、平成18年度以前の諮問を含め、7件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件（平成19年度（行情）答申第192号）である。

## 5-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成19年度には諮問を受けておらず、平成18年度以前の諮問も含め、答申していない。

## 6 インカメラ

平成19年度の答申（661件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは404件となっている。

（注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 7 ヴォーンインデックス

平成19年度の答申（661件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注） ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

### Ⅲ 個人情報保護

#### 1 諮問・答申件数

平成19年度の諮問件数は226件、答申件数は209件、未済件数は90件となっている。

なお、平成17年度からの総諮問件数は379件、総答申件数は280件となっている。

#### ○個人情報保護関連

[平成19年度]

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	171	147	1
独立行政法人等	55	62	3
累 計	226	209	4

#### <行政機関>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	168	147	1
訂正請求関連	3	0	0
利用停止請求関連	0	0	0
累 計	171	147	1

#### <独立行政法人等>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	46	52	3
訂正請求関連	8	7	0
利用停止請求関連	1	3	0
累 計	55	62	3

[平成17年度～平成19年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	271	204	6	61
独立行政法人等	108	76	3	29
累 計	379	280	9	90

## 2 答申結果の分類

平成19年度に出された答申件数(209件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、30件(14.4%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	4 ( 1.9%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	26 (12.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	179 (85.6%)

## 3 平均処理期間・審議回数

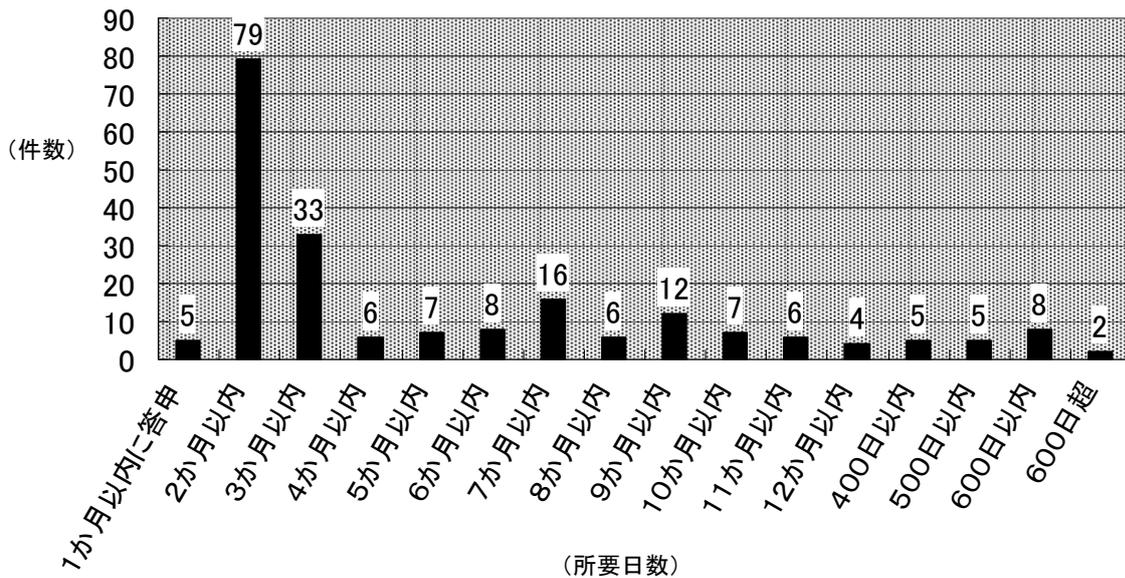
平成19年度の答申(209件)について、平均処理期間は149.5日、平均審議回数は1.9回であり、最短の事件では28日で処理が終了しており(平成19年度(行個)答申第28号、平成19年度(行個)答申第110号及び第111号)、最長の事件では681日かかっている(平成19年度(行個)答申第146号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、2か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内	5	2.4
2か月以内	79	37.8
3か月以内	33	15.8
4か月以内	6	2.9
5か月以内	7	3.3
6か月以内	8	3.8
7か月以内	16	7.7
8か月以内	6	2.9
9か月以内	12	5.7
10か月以内	7	3.3
11か月以内	6	2.9
12か月以内	4	1.9
400日以内	5	2.4
500日以内	5	2.4
600日以内	8	3.8
600日超	2	1.0

(注) 1か月=30日として集計

## 答申所要日数



### 4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成19年度の答申（209件）についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは4件（不服申立人4件）であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは40件である。

- (注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。  
2 部会又は指名委員による聴取実績である。

### 5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成19年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の7.5%と最も多く、次に適用除外事件が全体の3.1%と多い。

(単位：件，%)

区 分	諮 問		答 申	
	件数	全諮問件数に占める割合	件数	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	17	7.5	20	2
存否応答拒否事件	6	2.7	5	0
保有個人情報の特定を争う事件	3	1.3	11	1
適用除外事件	7	3.1	8	1
逆FOIA事件	0	0.0	0	0
保有個人情報非該当事件	1	0.4	2	0

#### 5-1 不存在事件

不存在事件については、平成19年度では17件の諮問を受け、平成18年度以前の

諮問も含め、20件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは2件（注）である。

（注）平成19年度（独個）答申第3号及び平成19年度（独個）答申第22号

## 5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成19年度に6件の諮問を受け、5件について答申を出している。

この存否応答拒否に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

## 5-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成19年度に3件の諮問を受け、平成18年度の諮問を含め、11件について答申が出されている。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件（平成19年度（行個）答申第48号）である。

## 5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成19年度に7件の諮問を受け、平成18年度の諮問を含め、8件の答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件（平成19年度（行個）答申第144号）である。

## 5-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成19年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

## 5-6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成19年度に1件の諮問を受け、平成18年度の諮問も含め、2件の答申を出している。

この保有個人情報非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

## 6 インカメラ

平成19年度の答申（209件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは53件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 7 ヴォーンインデックス

平成19年度の答申（209件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

## IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成19年度の答申を整理すると、27件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど10の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（12件）が最も多く、続いて、文書管理に関する付言、開示決定時の理由の提示に関する付言及び情報提供に関する付言（それぞれ3件）、補正に関する対応についての付言及び文書等の特定に関する付言（それぞれ2件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

(注) 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

### 1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（12）

- ・ 本件諮問は、異議申立てから2年4か月余を経過してなされている。  
開示決定等に対する不服申立てを受けた独立行政法人等においては、遅滞なく諮問を行うことが求められている。  
本件諮問の内容についてみると、不開示部分の量や不開示の理由からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでに上記のような長期間を必要とするものとは到底考えられない。  
諮問庁における情報公開制度の運用は、極めて適切性を欠いたものであったと言わざるを得ず、遺憾である。（平成19年度（独情）答申第4号）
- ・ 審査請求から諮問までに約11か月を要したことについては、法の趣旨にのっとり、今後において迅速かつ的確に対応することが望まれる。（平成19年度（行個）答申第75号）

など

### 2) 文書管理について付言したもの（3）

- ・ 開示請求を行おうとする者の便宜等を図る観点から、本件対象行政文書ファイルにそれぞれいかなる事項の文書が編てつされているかについて、だれにでも明確に分かるよう文書ファイル名を工夫する必要があると考えられる。（平成19年度（行情）答申第168号）
- ・ 本件案内文書を作成した当時、既に当該開示請求者と厚生労働省の間で、開示請求の受付事務等に関して行き違いが生じていたことを踏まえると、その後も何らかの問題が生じる可能性は十分想定され、一層的確な対応が望まれるところ、本件案内文書の写しを作成することなく、原本を開示請求者に送付したことは、適切な事

務処理とは言い難い。このような文書については、その後の事務処理を円滑かつ的確に行うためにも、写しを作成し、少なくとも当該懸案が終了するまでは保管することが望ましいと考えるものである。(平成19年度(行情)答申第507号)

など

### 3) 開示決定時の理由の提示について付言したもの(3)

- ・ 本件開示決定通知書には、不開示とされた情報の内容が、不開示とする理由及び該当法条項とともに記載されているが、本件対象文書である司法事件情報一覧表の各々の欄がいずれの不開示理由に該当するかについては明確であるとは言い難い。このため、本件一部開示決定における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切を欠くものであると言わざるを得ず、諮問庁においては今後適切な対応が望まれる。(平成19年度(行情)答申第523号ないし第532号)
- ・ 諮問庁は、原処分不開示理由における保存期間及び廃棄に関する記載は不正確であったとしているが、今後の開示決定に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。(平成19年度(行個)答申第78号)

など

### 4) 情報提供について付言したもの(3)

- ・ 諮問庁においては、当該議事要旨原案について、本件対象文書そのものではないが内容が同一と考えられる文書である旨の説明を付した上で、異議申立人に情報提供することが、説明責任を果たす上からも望まれるところである。(平成19年度(行情)答申第217号)
- ・ 諮問庁は、処分庁が本件開示請求の段階で開示請求者に適切な教示を行わなかったことは、不適切な対応であったと言わざるを得ないとしており、今後、開示請求に係る事務手続において、適切な対応をすることが望まれる。(平成19年度(行情)答申第366号)

など

### 5) 補正に関する対応について付言したもの(2)

- ・ 処分庁は、本件開示請求に当たり、開示請求書の記載内容について重複があるとして請求者に開示請求の趣旨を確認した上で開示請求書の補正を行ったものであるが、2003年2月号分の取扱いが不明瞭となったことは、補正の内容が必ずしも開示請求の意図を正確に反映したものではなかったと言わざるを得ず、今後このようなことが生じることのないよう、適切な対応を望むものである。(平成19年度(行情)答申第46号)
- ・ 処分庁が、本件開示請求がいわゆる本人請求となることにより、結果的に存否応答拒否となってしまうことを避けようとした意図は理解できるものの、補正の求め

については、その目的が十分に達せられるように、慎重かつ的確に行うよう望むものである。(平成19年度(行情)答申第475号)

#### 6) 文書等の特定について付言したもの(2)

- ・ 本来、原処分段階において十分に開示請求文書の探索・確認が行われるべきところ、本件においては、異議申立て等を受けて、本件対象文書の追加を行ったり、該当事例の有無を改めて確認したりしており、諮問庁においては、今後、開示請求を受けたときの文書の特定に際しては、開示請求者への情報の提供を含め一層の適切な対応が望まれる。(平成19年度(行情)答申第327号)
- ・ 本件懲戒処分の調査に関する文書について、その存在を認識しつつ、不開示情報に該当することを理由に当該文書の開示決定等を行わなかったことなど、諮問庁の事務処理には、法の解釈運用を誤ったものがあると言わざるを得ず、今後において適切な対応が強く望まれる。(平成19年度(独情)答申第114号)

#### 7) 開示・不開示の判断について付言したもの(1)

- ・ 本件対象保有個人情報に記載されているものとして特定された別紙1の文書は、同じ文書が複数の会議資料として使用されているなど、重複するものが多数あるところ、一部に、同じ内容の文書間で、本件対象保有個人情報の該当性や、開示・不開示の判断に整合性を欠くものが散見された。

今後の開示請求への対応においては、対象保有個人情報の特定や開示・不開示の判断が必ずしも適切に行われていないのではないかと、といった不信感を招くことのないよう、慎重な対応が望まれる。(平成19年度(独個)答申第52号)

#### 8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(1)

- ・ 諮問庁は、機構が、B年特定日8に受付を行うまでは、異議申立人と相談しながら保有個人情報の特定を行っていた旨説明しており、確かに随時異議申立人と話し合いをしていたものと認められるが、法の趣旨及び現にその期間が長期にわたっていることにかんがみれば、このような機構の対応は必ずしも適切であるとは言えず、また、B年特定日1付け開示請求の一部については、機構が何ら応答しなかったことは、不適切であり、今後において適切に対応する必要がある。(平成19年度(独個)答申第54号及び第55号)

#### 9) 透明性の確保について付言したもの(1)

- ・ 公務員採用試験の試験問題は、本来、試験実施後には公開されることが望ましいものであることから、諮問庁においては、将来的に当該契約の条件を見直すなど、外部作成の試験問題の公開についても検討することが望まれる。(平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号)

#### 10) その他の付言(1)

- ・ 当審査会において、審査請求人から提出された資料について諮問庁に確認したところによれば、処分庁から審査請求人に対し、審査請求の必要がなくなった場合に「審査請求取下書」を提出するよう依頼する文書を、取下書のひな形を添付した上で送付していたことは事実であったことが認められる。

法に基づく開示請求権が、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず認められたものであることにかんがみれば、処分庁がこのような審査請求の取下げを促しているを受け取られかねない文書を送付したことは不適切と言わざるを得ず、今後において適切に対応することが望まれる。(平成19年度(行個)答申第75号)

【参考】平成19年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(12)	平成19年度(行情)答申第74号 平成19年度(行情)答申第427号 平成19年度(行情)答申第428号 平成19年度(行情)答申第441号 平成19年度(行情)答申第442号 平成19年度(行情)答申第443号 平成19年度(行情)答申第489号 平成19年度(行情)答申第490号 平成19年度(行情)答申第491号 平成19年度(独情)答申第4号 平成19年度(行個)答申第3号 平成19年度(行個)答申第75号
2) 文書管理について付言したもの(3)	平成19年度(行情)答申第168号 平成19年度(行情)答申第256号 平成19年度(行情)答申第507号
3) 開示決定時の理由の提示について付言したもの(3)	平成19年度(行情)答申第523号ないし第532号 平成19年度(行個)答申第78号 平成19年度(独個)答申第4号
4) 情報提供について付言したもの(3)	平成19年度(行情)答申第217号 平成19年度(行情)答申第327号 平成19年度(行情)答申第366号
5) 補正に関する対応について付言したもの(2)	平成19年度(行情)答申第46号 平成19年度(行情)答申第475号
6) 文書等の特定について付言したもの(2)	平成19年度(行情)答申第327号 平成19年度(独情)答申第114号
7) 開示・不開示の判断について付言したもの(1)	平成19年度(独個)答申第52号
8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(1)	平成19年度(独個)答申第54号及び第55号
9) 透明性の確保について付言したもの(1)	平成19年度(行情)答申第228号ないし第231号
10) その他の付言(1)	平成19年度(行個)答申第75号

(注) 平成19年度(行情)答申第327号及び平成19年度(行個)答申第75号においては、複数の項目にわたって付言している。